



2025年1月24日

各位

会社名 株式会社ソフトウェア・サービス
代表者名 代表取締役会長 宮崎 勝
(コード 3733 スタンダード市場)
問合せ先 経営管理部次長 正田 就康
(TEL. 06-6350-7222)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年2月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,200株
(3) 処分価額	1株につき11,500円
(4) 処分総額	48,300,000円
(5) 処分先及びその人数並びに株式の数	取締役 1名 4,200株
(6) その他	該当ありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年12月17日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年1月25日開催の第50回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、当社の取締役に対して年額20,000千円以内、当社の監査役に対して年額10,000千円以内の金銭債権を支給し、当社の取締役に対して年2,000株以内、当社の監査役に対して年1,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を5年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、2023年1月20日開催の第54回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、年額500,000千円以内の金銭債権を支給し、年50,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当を受けた日より3年間と改定することにつき、ご承認をいただいております（なお、当該改定につきましては、本制度に基づき、当該承認後に付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、当該承認の時点で既に付与済みの譲渡制限付株式に関しては譲渡制限期間の変更はございません。）。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、各対象取締役の職責及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計48,300,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式4,200株を付与することといたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役1名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。

なお、本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2025年2月14日～2028年2月13日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものといたします。

(3) 当社による無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に（2）に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合（死亡による退任又は退職を含む）及び当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものといたします。また、（1）に定める譲渡制限期間満了時点の直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものといたします。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第57期～第59期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年1月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である11,500円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。